

医療機関アクセシビリティ改善につながる自治体会計予算

分担研究者：石田 円（国際医療福祉大学 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部 講師）

研究要旨

○研究目的：都道府県・市区町村の一般会計を中心に、医療機関アクセシビリティの改善に適応可能な支援制度の財源・法制的関連を明らかにすることを目的とする。

○研究方法：文献検索および事例研究

○研究結果：

国は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）があり、国庫補助金が医療機関を含むアクセシビリティの改善対応に利用可能となる。広域自治体（都道府県）での一般会計は総務費、都市整備費、福祉費、保健医療費に医療機関と関連する項目があり、特に医療機関へのアクセシビリティの観点では都市整備費を中心としたインフラの維持確保予算が中心となる。基礎自治体（市区町村）では広域自治体からの支出金予算や単独予算による助成金を交付している。助成金の一部では基礎自治体による交付要綱の整備、都道府県からの権限委譲が進み、法令－都道府県条例－市区町村行政計画が連動しているものもある。

○結論：医療アクセシビリティの維持および改善には、都市全体機能との協調をはかりながら、医療機関との結節点における整備が必要となる。整備には特に各種資源（人：補助・援助＋対象の理解、モノ：施設・設備、情報：掲示・アナウンス・教育）を対象とした継続的な金銭的支援が必要となるため、今後とも国－都道府県－市区町村の有機的連動が求められる。

A. 研究背景・目的

医療機関のアクセシビリティを改善するには、居住地区と医療機関とを含む街全体の移動において、シームレスな整備・支援の構築が必要とされている。

法令的には高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）がある。本法は1994年制定のハートビル法、2000年の交通バリアフリー法を統合し2006年制定されたものであり、これに

基づき公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー整備が進んだ経緯がある。しかし、施設別の整備がなされ移動の連続性を欠く状況が問題となっていた。

そこで2018年（平成30年）の改正では、公共交通事業者等のバリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表、取組状況等の報告・公表が義務化された。次ぐ2020年（令和2年）は、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点の施策を盛り

こみ、ソフト対策を強化することを目的とした再改定が行われるなど、世の情勢に合わせ変化を続けている。

本研究では、国—広域自治体—基礎自治体がどのような会計予算に基づきバリアフリーを中心とした整備・支援を行っているかについて実態資料をもとに調査した内容を報告する。

B. 研究方法

東京都および台東区を事例として、関連する会計資料等の文献を調査する。

C. 結果

(1) バリアフリー法と会計予算の関連

バリアフリー法では国の基本方針に基づき、基礎自治体（市区町村）が移動等円滑化促進方針（以下、マスタープラン）により自治体の将来像や長期的な発展の方向を明示、移動等円滑化促進地区を設定することを掲げている。これに加えバリアフリー基本構想（以下、基本構想）という具体的な事業を位置づけた計画¹により、移動等円滑化に係る基本的な方針を明示、重点整備地区が定められる。これらの取り組みにより、重点的かつ一体的な整備を行う枠組みが設けられている²。

マスタープラン・基本構想と2つの内容が存在する理由としては、既存の施設等のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（生活関連施設）を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図る点にある。なぜなら新設・新築を行う一定の施設等は、移動等円滑化基準への適合義務が課せられることから自ずとバリアフリー化が図られる。

一方で基準への適合義務が課されない既存の施設等も、基本構想に特定事業として定めることで対応ができる。また、施設の境界等でバリアフリー整備が不連続になることを防ぐため、協議会等により施設管理者相互の連携・調整の必要性からである。

マスタープラン作成のメリットとして、事業に関する調整の容易化、バリアフリーマップ作成等の円滑化、届出制度による交通結節点における施設間連携の推進に加え、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となることが明示されている。同様に基本構想作成のメリットにも、公共交通特定事業計画に係る地方債の特例、道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分、公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用、道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分の対象になるものもある。つまり国は法令に基づくマスタープラン・基本構想策定を条件として、自治体に一定の会計予算メリットを提示している。

ただしマスタープラン・基本構想の普及は十分とはいえない。令和5年7月末時点の調査³によれば、マスタープラン作成済み市区町村が40、基本構想策定済み市区町村322と、全国市区町村（1741自治体）から見ると少ない数に留まっている。

なおバリアフリー移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想と名称が類似するものに、都市計画マスタープランも存在している。こちらはバリアフリー法ではなく都市計画法第18条の2に基づく内容であり、本稿では取り上げていない。

(2) 一般会計予算のスキーム

一般会計は、国や地方公共団体（都道府県、市区町村）の基本的な歳入・歳出を管理する会計である。通常の広範な政策や行政活動について、一般的な行政サービス（教育、福祉、治安など）に必要な経費を賄う目的になっている。

国の一般会計の歳入は租税及び印紙収入が最大で約 69.6 兆円（全体の約 62%）である。内訳は所得税が約 17.9 兆円（15.9%）、法人税が約 17.0 兆円（15.1%）、消費税が約 23.8 兆円（21.2%）その他の税収が約 10.9 兆円（9.7%）である。対して歳出は社会保障関係費に約 36.9 兆円（32.8%）と歳出の最大規模となる。社会保障関係費には年金、医療、介護、子育て支援がある。他、国債費が約 25.3 兆円（22.5%）、地方交付税交付金等が約 16.3 兆円（14.5%）、防衛関係費、約 7.0 兆円（6.2%）⁴となっている。

事例とする東京都は全国の中でも予算規模が大きく、都税収入の割合が高い自治体であることから、一般会計において裁量のある予算支出を選択する余地がある。また台東区を含む東京 23 区の特別区制度により、区が自治体として独自に歳入（住民税など）を確保し運営し、特別区と東京都は、財源配分（財政調整制度）を通じて歳入を調整している点に特徴がある。

東京都の令和 5 年度年次財務報告書⁵によれば、歳入は都税 63,451 億円（都の歳入全体の 71.3%）、国庫支出金 6,616 億円（7.4%）、繰入金 2,109 億円（2.4%）、都債 2,293 億円（2.6%）その他 13,878 億円（15.6%）である。対して歳出は、社会福祉、子育て支援、高齢者福祉などにあてる民生費 2 兆 9,144 億円（歳出全体の 31.7%）、都市整備、交通

インフラの維持・管理にかかる土木費 1 兆 4,837 億円（16.1%）、行政運営や公共施設の維持管理にかかる総務費 1 兆 1,234 億円（12.2%）、医療政策や公衆衛生施策に関連する衛生費 6,428 億円（7.0%）など、民生費・土木費・総務費・衛生費等の歳出項目が医療機関との関連を持つ。この他、教育費 8,206 億円（8.9%）、公債費 6,812 億円（7.4%）、労働費 3,182 億円（3.5%）、農林水産業費 1,024 億円（1.1%）、その他経費（商工費・議会費・消防費など）4 兆 717 億円（44.3%）となっている。

特にバリアフリー法に基づく施策は、国庫支出金（国庫補助金）による対応、広域自治体（都道府県）のパスを通じた基礎自治体（市区町村）への支出金（補助金）が存在し、補助金には事業名を関した要綱が整備されている（たとえば、東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金要綱⁶など）。

(3) 法令と広域自治体への連続性

① ハード施策関連

バリアフリー法が医療機関を含めた街のアクセシビリティ改善に影響を与えるのは、これらの建築物や公共交通機関に対して一定の整備基準を設ける点にある。建築物移動等円滑化基準（義務基準）では、最低限満たすべき基準を規定している。これに加え建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）があり、より高い水準を目指す建築物に適用される他、行政の認定を受けることで特例措置（容積率の緩和など）を受けられる仕組みがある。

バリアフリー法における建築物は、建築物を学校、共同住宅、事務所など、多数が利用する建築物を特定建築物（令第 4 条）とし

で定めている。医療機関（病院・診療所）はこの中に含まれることから、医療機関であるだけで一定の基準が要件とされていることになる。もう一方は特別特定建築物（令第5条）として、特定建築物に加えて不特定多数の者が利用、主として高齢者・障害者が利用する建築物があり、より公共性が高い建築物が対象となる。特別特定建築物では地方公共団体の条例により、対象用途の追加、規模の基準引き下げ、条件の強化が可能となるなどより地域性にあった基準への変更余地が設けられている。このように、広域自治体は条例を通じて一定の整備基準を提示する役割をもっている。

事例の東京都は、平成7年4月に東京都福祉のまちづくり条例、平成16年7月の東京都ハートビル条例（現：東京都建築物バリアフリー条例、以下、バリアフリー条例。）を施行している。条例における建築物は、都市施設と特定都市施設等の名称で分類されている。都市施設は多数の者が利用する建築物であり、医療機関（病院、無床診療所、有床診療所、助産所、施術所、薬局）が該当する。都市施設の場合は、施設を所有または管理する人への整備基準は努力義務に留まる。一方、特定都市施設は都市施設のうち規則で定める種類及び規模の施設が該当し、新設又は改修時の整備基準への適合遵守義務になる点などはバリアフリー法と大きく相違はない。

ただし東京都福祉のまちづくり条例ではバリアフリー条例に比べ、より広範に対象とする建築物の用途や規模を定めるとともに、「観覧席・客席」と「公共的通路」といったバリアフリー条例にはない整備項目を設けている⁷など、バリアフリー法にかから

ない詳細な対応がある点に特徴がある。

② ソフト施策関連

バリアフリー法は従来共施設や交通機関における整備などハード施策が中心であったところ、特に2020年改定で強調されてきたのがソフト施策である。この他、ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月関係閣僚会議決定）でも、公共交通事業者等の接遇向上（職員・社員を対象とした研修やマニュアルの整備）が求められている。加えて令和6年4月1日からの障害者差別解消法の一部改正法の成立・施行に伴い、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることが義務付けられ、障害の定義⁸にも複数の具体的な提示がなされてきたところである。

東京都では福祉保健区市町村包括事業（包括補助事業）により、保健医療政策、福祉政策事業がそれぞれ存在している。高齢者対策は、市区町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8第1項）、市区町村介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項）との関連、障害者対策は市区町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）、市区町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）など、種々の法令を根拠として広域自治体—基礎自治体での計画に組み込まれる。

（4）広域自治体から基礎自治体への連続性

事例：東京都台東区

東京都台東区は、障害者や高齢者など全区民を対象として、平成3年10月に台東区福祉のまちづくり整備要綱（以下、区福まち要綱。）を施行してきた。同区では東京都の条例に先駆け、まちづくりを対象とした整備

要項がある⁹。加えて、「医療機関等に向けたバリアフリー整備助成金」¹⁰として、医療機関へのアクセシビリティ改善に対応可能な名称を用いた補助施策を行ってきた事例でもある。

台東区は東京 23 区にあり特別区の位置づけとなる。この歳入には国庫支出金、都支出金、税収による歳入により一般会計予算が作られている。以降は台東区の平成 29 年度～令和 5 年度の東京都台東区各会計 主要施策の成果説明書^{11 12 13 14 15 16 17}の歳入・歳出項目のうち、バリアフリー関連などアクセシビリティ改善用途との対応が明瞭な事業名称を中心に調査した内容を要約する。

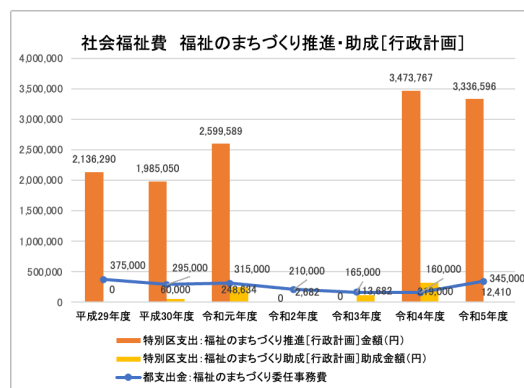
① 福祉のまちづくり関連支出

歳出項目として（款）民生費一（項）社会福祉費一（目）社会福祉総務費に、福祉のまちづくり推進〔行政計画〕、および福祉のまちづくり助成〔行政計画〕がある。この他歳入項目には、都支出金（都補助金）として福祉のまちづくり委任事務費がある。

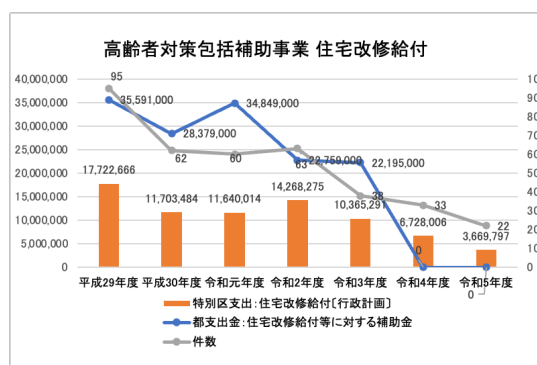
福祉のまちづくり推進に対する支出は、高齢者・障害者疑似体験、VR を活用した発達障害の疑似体験疑似体験実施委託料等に利用されるなど、心のバリアフリーに関連して住民理解の促進に充てられている。

助成については、個別の助成額は不明であるが、多い年でも 30 万円程度であり、平成 30 年度の 1 件、令和元年度の 2 件、令和 3 年度の 2 件、令和 4 年度の 1 件と、7 年間合計で 6 件である。なお助成のない年度は、用途にパンフレット用紙購入 2,682 円（令和 2 年度）、リーフレット郵送料 12,410 円（令和 5 年度）の支出のみとなる。

この他の歳出では、令和 3・5 年度には建築費・大規模建築物等指導事務にも福祉のまちづくりパンフレット等印刷費の支出が確認できる。



この他の都支出金には、高齢者対策補助事業に令和 3 年度までの住宅改修給付（補助率 10/10・1/2）があり、（款）民生費一（項）社会福祉費一（目）老人福祉費の項目で住宅改修給付〔行政計画〕が対応していた。しかし、令和 4 年度以降は住宅改修給付等と同等程度の都支給金額が「かがやき長寿ひろば入谷等」への給付に切り替えられ、高齢者対策補助事業に住宅改修給付の項目がなくなっていた。

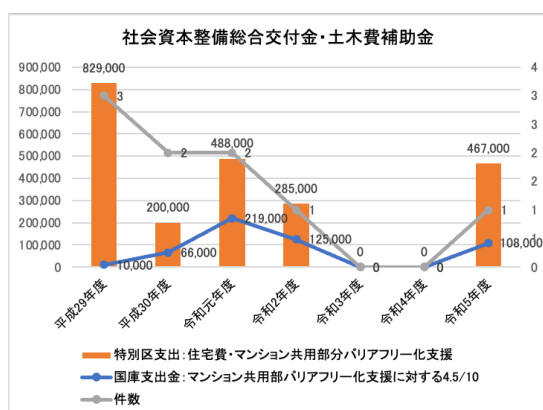


② 社会資本整備総合交付金を含む住宅費のバリアフリー支援

国庫支出金の社会資本整備総合交付金は総務費・衛生費・土木費等と多方面に及ぶ補

助金であるが、特にアクセシビリティ改善に関連するのは土木費補助金のマンション共用部分バリアフリー化支援である。

同内容は歳出項目（款）土木費一（項）住宅費にあるマンション修繕支援〔行政計画〕に含まれる。件数は平成 29 年度に 3 件、平成 30 年度・令和元年度各 2 件、令和 2 年度・令和 5 年度各 1 件、7 年間の合計で 9 件の実績である。

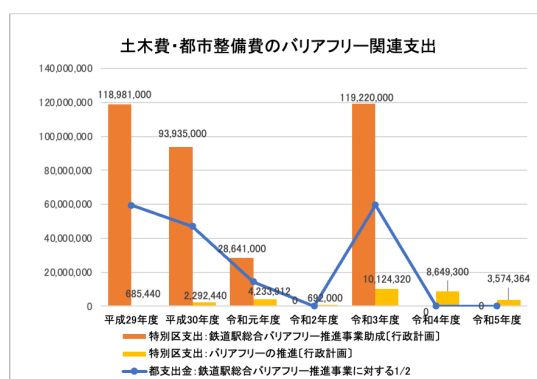


③ 都市整備費のバリアフリー関連支出
歳出項目（款）土木費一（項）都市整備費での関連項目は、バリアフリーの推進〔行政計画〕と鉄道駅総合バリアフリー推進事業助成〔行政計画〕の 2 項目である。

バリアフリーの推進〔行政計画〕の詳細は、バリアフリーマップ情報配信業務委託料等（平成 29 年度、令和 2・3 年度）の他、浅草橋駅周辺まちづくり基礎調査業務委託料等（平成 29 年度）、台東区バリアフリー基本構想改定に向けた調査支援業務委託料等（令和元年度）、バリアフリー基本構想改定支援業務委託料（令和 3 年度）、バリアフリー特定事業計画改定支援業務委託料（令和 4 年度）、バリアフリー化状況調査委託料等（令和 5 年度）など、バリアフリーの状況調査や基本構想を策定・改定するための事

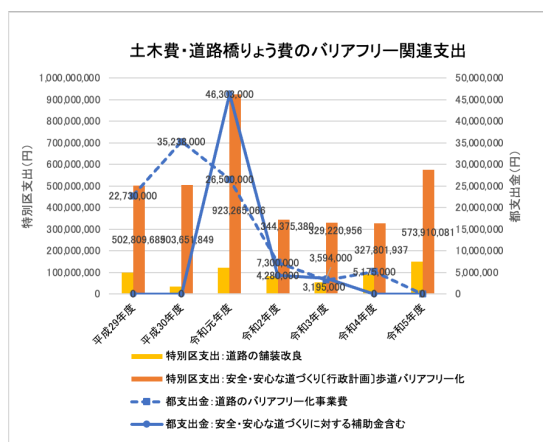
業に対して継続的な支出がある。

鉄道駅総合バリアフリー推進事業は、JR 上野駅及び御徒町駅ホーム柵整備に対する助成（平成 29 年度）、JR 御徒町駅ホーム柵等整備に対する助成（平成 30 年度）、JR 上野駅エレベーター整備に対する助成（令和元年度）、JR 浅草橋駅可動式ホーム柵整備に対する助成（令和 3 年度）である。予算規模も大きく、都支出金（都補助金）により 1/2 が補助されている。



歳出項目（款）土木費一（項）道路橋りょう費一（目）道路新設改良費では、道路の舗装改良、安全・安心な道づくり〔行政計画〕の 2 項目がある。安全・安心な道づくり〔行政計画〕の歩道バリアフリー化はここ近年 3～9 億円程度の規模で支出されてきたが、道路の舗装改良は比較的少額予算である。一方、土木費補助金（都支出金）にも道路のバリアフリー化事業費の他、安全・安心な道づくりに対する補助金を含む項目からの補助があるが、補助率は年度により変動がある。たとえば、都支出金の土木費補助金は令和元年度の都市計画交付金として、上野駅公園口周辺整備及び安全・安心な道づくり等に対する補助金に約 4600 万円の補助がある他は、少額の補助に留まる。道路のバリアフリー化事業費に関しても、平成 29・30・

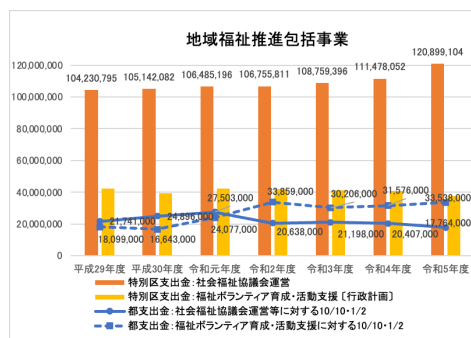
令和元年度まで一定の補助があったものの、令和2年度以降は低下している。



④ 福祉施策・ソフト関連施策

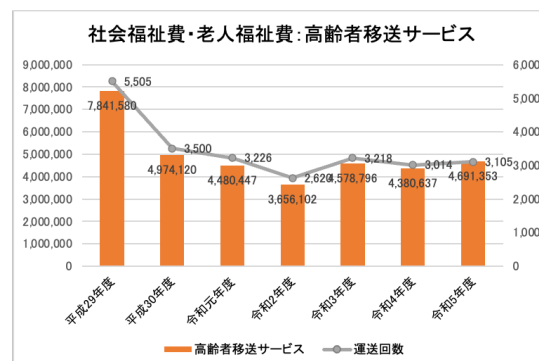
福祉施策については、歳入項目の(款)都支出金一(項)都補助金一(目)民生費補助金には2項目に対応する補助金で一定の補助が行われてきた。歳出項目は(款)民生費一(項)社会福祉費において、社会福祉協議会運営、福祉ボランティア育成・活動支援〔行政計画〕の2項目がある。

福祉ボランティア育成・活動支援については、都の補助金では高齢社会対策包括補助事業費として「高齢社会」を含む事業名称に括られる。一方、特別区歳出では社会福祉協議会助成として社会福祉協議会運営、福祉ボランティア育成・活動支援〔行政計画〕を束ねる関係から福祉推進全般に対応されるところと考えられる。



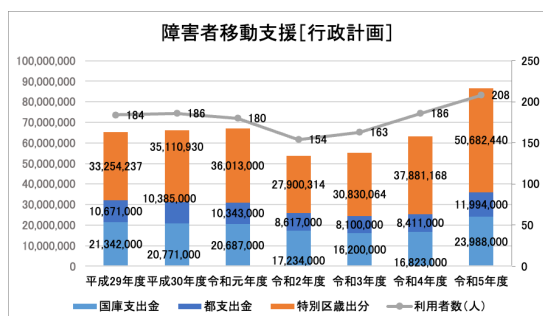
移動支援に関しては、歳出項目(款)民生費一(項)社会福祉費一(目)老人福祉費において高齢者移送サービスが行われているが、事業名称に国庫支出金や都支出金の直接対応のある補助金は確認できていない。

なお台東区の高齢者移送サービス¹⁸は、区内在住の65歳以上、(1)介護保険で要介護3・4・5の認定を受けている方、(2)常時車いすを利用している方、(3)寝たきり状態の方について、病院への入退院、通院、転院、施設への入退所の際に、車いす等で乗降できるリフト付福祉タクシーを利用の際に、費用の一部を区が負担するサービスである。過去より年間約3000～5000回程度の利用実績が確認できる。



この他、障害者移動支援は、歳出項目(款)民生費一(項)社会福祉費一(目)心身障害者福祉費に障害者移動支援〔行政計画〕がある。同事業名称は国庫支出金、都支出金にも存在し、概ね半額を国・都から補助される。人数規模は高齢者対象の20分の1程度だが予算は約15倍となる。ただし精神障害者支援については別歳出項目となり、(款)衛生費一(項)公衆衛生費一(目)精神保健費(2)精神障害者障害福祉サービスの移動支援事業がある。支出規模は年間約150万円、利用人数が78人(平成29年度)～141人

(令和5年度)となっている。



D. 考察

広域自治体の一般会計歳出では、民生費・土木費・総務費・衛生費等の歳出項目、総務費、都市整備費、福祉費、保健医療費において医療機関と関連する項目がある。特にアクセシビリティ改善に利用されるのは、民生費補助金に対応する福祉関連施策、土木費・都市整備費に関するインフラの維持確保予算に対応していると考えられる。

東京都の一般会計(歳出)にも国庫支出金として国からの委託による予算も一部あるが、事業委託費や調査費の利用であり直接的な支出項目にならない。これは都道府県が市町村の作成する移動円滑化促進方針や重点整備地区の計画を支援する役割を担うためであり、計画策定や事業実施の補助金や技術支援に予算が割り当てられる点に起因すると考えられる。

また基礎自治体(市区町村)の一般会計歳出には、国および都道府県からの支出金予算を含む補助金があるもの(マンション共用部バリアフリー支援、バリアフリー事業費、)や個別の事例に助成金を交付しているものもあった(福祉のまちづくり助成)。助成金は市区町村ごとの交付要綱の整備、都道府県からの権限委譲(条例の事務処理特例制度)が進み、国：法令－広域自治体：条例－基礎自治体：行政計画の連動が機能し

ていると考えられた。

ただしハード側面の支援において個別の助成件数が確認できたのは、福祉のまちづくり助成、マンション共用部分バリアフリー化支援など7年間の調査のうちいずれも数件に留まっていた。台東区ではパンフレットを作成して周知を行っているが^{19 20}、バリアフリー整備に助成があること自体が知られていない可能性もある。特に助成の利用は施工前又は購入前のものに限ることや、工事着手前の申請が必要等という条件があることから、バリアフリー化を検討した時点で市区町村に届け出がないと利用できないからである。

基礎自治体がバリアフリー法に基づくマスタープラン・基本構想の普及が十分ではないことから、さまざまな会計的メリットが利用されず、国庫支出金や都支出金からの歳入予算がない場合も考えられる。この理由に民間建築物管理者を含む多くの施設設置管理者との特定事業に係る調整が必要だった点が指摘されている²¹。

ソフト施策については、全般的な地域福祉推進についての歳入・歳出項目がある他、高齢者移動支援を基礎自治体が主体で行っており、国・都から直接対応する補助事業が明確ではない。一方で障害者移動支援は国・都あわせ半分程度の補助がつく違いがあった。このように移動支援事業は、地域生活支援事業に位置づけられることから、具体的な取扱い基礎自治体の判断に応じて違いが全国的に存在することが知られている²²。移動支援事業に関する調査²³によれば、対象をいずれの自治体でも各種手帳の所持や自立支援医療の受給、医師の診断等の要件は設けられていたものの、実態としては障

害種別にかかわらず利用されていること、自治体によっては通院での利用は不可とする自治体もあり、運用上の制限に差異も見られるという指摘もある。

事例の台東区では、高齢者・障害者両方の移動支援の利用数を比較すると高齢者の利用が圧倒的に多く、基礎自治体には地域需要に応じた会計予算確保の役割があるといえる。

E. 結論

医療アクセシビリティの維持および改善には、都市全体機能との協調をはかりながら、医療機関との結節点における整備が必要となる。整備には特に各種資源（人：補助・援助＋対象の理解、モノ：施設・設備、情報：掲示・アナウンス・教育）を対象とした継続的な金銭的支援が必要となるため、今後とも国－都道府県－市区町村の有機的連動が求められる。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

石田円,医療機関アクセシビリティ改善の利用可能予算・補助金の関連,日本医療マネジメント学会第 25 回東京支部学術集会,2025

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

特になし

(引用・参考文献)

¹ 国土交通省 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン 3/3 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001390905.pdf>

² 国土交通省 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン 1/3 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001390902.pdf>

³ 国土交通省 移動等円滑化促進方針・基本構想作成予定等調査結果（令和5年7月末時点） <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001748193.pdf>

⁴ 総務省 令和6年度一般会計予算 歳出・歳入の構成 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/002.pdf?utm_source=chatgpt.com

⁵ 令和5年度（2023年度）東京都年次財務報告書 <https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/kessan/r5/5nenjizaimuhoukokusho>

⁶ 東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/jouhou/pdf/hojyoshisyutsu_r4_02_06.pdf

⁷ 東京都都市整備局 建築物のバリアフリーの取組について

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/index.html>

⁸ 国土交通省 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
参考資料編 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001390903.pdf>

⁹ 台東区ホームページ 福祉のまちづくり これまでの経緯
<https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/jutaku/kenchiku/kenchikukakunin/machizukuri.htm>
1

¹⁰ 台東区ホームページ 医療機関等に向けたバリアフリー整備助成金
<https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/fukushi/fukushiseibijosei.html>

¹¹ 台東区 平成 29 年度 東京都台東区各会計 主要施策の成果説明書
<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/zaisei/kessan/h29kessann.files/H29seikasetumeisyozenhann.pdf>

¹² 台東区 平成 30 年度 東京都台東区各会計 主要施策の成果説明書
<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/zaisei/kessan/h30kessann.files/H30seikasetumeisyozenhann.pdf>

¹³ 台東区 令和元年度 東京都台東区各会計 主要施策の成果説明書
<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/zaisei/kessan/r1kessann.files/R1seikasetumeisyozenhann.pdf>

¹⁴ 台東区 令和 2 年度 東京都台東区各会計 主要施策の成果説明書
<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/zaisei/kessan/r2kessann.files/R2seikasetumeisyozenhann.pdf>

¹⁵ 台東区 令和 3 年度 東京都台東区各会計 主要施策の成果説明書
<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/zaisei/kessan/r3kessann.files/R3seikasetumeisyozenhann.pdf>

¹⁶ 台東区 令和 4 年度 東京都台東区各会計 主要施策の成果説明書
<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/zaisei/kessan/r4kessann.files/R4seikasetumeisyozenhann.pdf>

¹⁷ 台東区 令和 5 年度 東京都台東区各会計 主要施策の成果説明書
<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/zaisei/kessan/r5kessann.files/R5seikasetumeisyozenhann.pdf.pdf>

¹⁸ 台東区ホームページ 高齢者移送サービス
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/serviceannai/kyuuhujosei/isousa-bisu.html>

¹⁹ 台東区ホームページ 福祉のまちづくり整備助成リーフレット
<https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/fukushi/fukushiseibijosei.files/R5fukumachi.pdf>

²⁰ 台東区ホームページ マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度パンフレット
<https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/jutaku/sumai/bunjo/manshonbariafree.files/baria.pdf>

²¹ 別府知哉,バリアフリーマスタープラン制度の活用実態について,福祉のまちづくり研

究,2021 年 23 巻 1 号 p. 41-45

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jais/23/1/23_41/_pdf/-char/ja

²² 神奈川県視覚障害者協会,地域生活支援事業における地域間の差異に関する調査,2011 年,

<http://npo-kanagawa.org/houkoku2011.html>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyuu/dl/seikabutsu3-2.pdf>

²³ 令和 3 年度障害者総合福祉推進事業 地域生活支援事業の効果的な取組を推進するための調査研究 事業報告書 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963449.pdf>